

議案第12号

斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を設定（第4条及び第5条の改正規定）

①事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。

②常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。

（ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。）

(2) 「書面掲示」規制の見直し（第23条の改正規定）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進（第30条及び第32条の改正規定）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

(4) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング方法の拡充（第32条の改正規定）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けたうえで、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、

テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とします。

(5) 市町村に対する情報提供（第32条の改正規定）

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報共有することとする。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 重要事項の掲示に係る経過措置

重要事項の掲示に係る措置の義務付けについては、施行日から令和7年3月31日までの間は努力義務とします。